

所有者不明専有部分管理命令
に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の専有部分又は共有持分について所有者不明専有部分管理命令の申立てがあったので、上記の専有部分又は共有持分の区分所有者又は共有持分を有する者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに出発に異議のある届出を提出してください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和8年(チ)第8号

静岡県伊東市宇佐美3242-236

申立人 フジタ第三宇佐美マニション管理組合
代表者理事長 川島 繁樹
住所・居所 不明

(亡)田田恵吉最後の住所) 静岡県伊東市宇佐美3242番地の236フジタ第三宇佐美マニション309号

(不動産登記記録上の住所) 東京都府中市朝日町二丁目3番地の1府中朝日町二丁目アパート5-108

区分所有者 亡田田恵吉相続財産
届出期間満了日 令和8年9月24日
令和8年7月17日

静岡地方裁判所沼津支部

(別紙) 物件目録
(一棟の建物の表示)

所在 伊東市宇佐美宇佐山3242番地の236

建物の名称 フジタ第三宇佐美マニション
(専有部分の建物の表示)

家屋番号 宇佐美 3242番236の309

建物の名称 3-309

種類 住宅
構造 鉄筋コンクリート造1階建

床面積 3階部分 85.91平方メートル

(敷地権の目的たる土地の表示)

1 土地の符号 1

所在及び地番 伊東市宇佐美宇佐山3242番

236

地目 山林

地積 2594平方メートル

2 土地の符号 2

所在及び地番 伊東市宇佐美宇佐山3242番65

地目 山林

地積 1704平方メートル

3 土地の符号 3 伊東市宇佐美宇佐山3242番

所在及び地番 227

地目 山林

地積 57平方メートル

4 土地の符号 4

所在及び地番 伊東市宇佐美宇佐山3242番

228

地目 山林

地積 1218平方メートル

(敷地権の表示)

1 土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 32万439分の8866

2 土地の符号 2・3・4

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 2040分の10

以上

石炭鉱業年金基金清算人就任
公告

当基金は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律附則第34条第6項の規定により解散いたしましたので、石炭鉱業年金基金法施行規則第36条第1項に基づき、次のとおり公告します。

1. 代表清算人氏名 風呂谷文雄

2. 住所 北海道釧路市北大通十二丁目1番地4

令和8年8月4日 石炭鉱業年金基金

理事長 菊地 靖則

会社その他の公告

合併公告
左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和8年8月4日

東京都江東区新大橋二丁目二〇番二一九〇

二二〇 (甲) 合同会社アンドウ

代表社員 安藤 榮基

東京都江東区新大橋二丁目二〇番二一九〇

二二〇 (乙) LWA合同会社

代表社員 安藤 榮基

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

済。

(乙) 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和8年7月1日

掲載頁 三頁

令和8年8月4日

東京都港区芝五丁目七番一七

(甲) 日本電気株式会社

取締役代表執行役社長 森田 隆之

東京都江東区新大橋二丁目一八番七号

(乙) NECソリューションイノベータ

株式会社

代表取締役執行役員社長 岩井 孝夫

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。効力発生日は令和8年9月8日であり、甲は会社法第七九条第二項、乙は同第七八条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲はこの全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

済。

(乙) 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和8年7月1日

掲載頁 三頁

令和8年8月4日

東京都港区芝五丁目七番一七

(甲) 日本電気株式会社

取締役代表執行役社長 森田 隆之

東京都江東区新大橋二丁目一八番七号

(乙) NECソリューションイノベータ

株式会社

代表取締役執行役員社長 岩井 孝夫

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

済。

(乙) 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和8年7月1日

掲載頁 三頁

令和8年8月4日

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和8年7月9日

掲載頁 七十四頁(号外第一五四号)

令和8年8月4日

東京都目黒区下目黒二丁目一三番七号

株式会社トーテック

代表取締役 坂手 保弘

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社SFIDA X(住所東京都新宿区西新宿六丁目一八番一七)に対して当社のWebDXコンサルティング事業に関する権利義務を承継させることになりました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

済。

(乙) 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和8年7月1日

掲載頁 三頁

令和8年8月4日

東京都新宿区西新宿六丁目一八番一七

株式会社SFIDA X

代表取締役 住田 悦郎

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することになりました。

効力発生日は令和8年9月10日であり、組織変更後の商号は株式会社ステップとします。

この組織変更に関する権利義務は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和8年8月4日

埼玉県川越市北一丁目一〇番三九号

合同会社ステップ

代表社員 芳賀 章浩

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することになりました。

効力発生日は令和8年9月7日であり、組織変更後の商号は株式会社Clavioとします。

この組織変更に関する権利義務は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和8年8月4日

埼玉県川越市東田町四一三二六

合同会社シロクマリーガルパートナーズ

代表社員 青木 聡士